博士論文のインターネット公表　事前チェックリスト

学位規則（昭和28年文部省令　第九号、平成25年4月1日改正）の定めにより、博士学位を授与された者は、その授与された日から１年以内に博士論文の全文をインターネットにより公表する義務があります。ただし、博士論文を投稿している学術ジャーナルの規定により公表が認められない場合など、やむを得ない理由がある場合は**公表保留申請が可能**ですが、その場合は**「公表保留承認申請書」及び「博士論文の要約（※）」を提出する必要があります**。

学位論文を申請する際には、事前に本チェックリストを用いて自身の論文がインターネット公表可能であるか確認してください。

学術ジャーナルの投稿規定の確認方法や解釈等、チェック項目の中にどのようにすればいいか分からない点がある場合は、附属図書館の相談ホットライン（huscap@lib.hokudai.ac.jp ／電話011-706-2524・011-706-4741（平日9時～17時））に問い合わせてください。

チェック項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | □ | 他者に個人情報、著作権、肖像権その他、法令により保護される権利が帰属する図表やデータを含んでいないかどうか確認した。 |
|  | （他者に権利が帰属する内容を含んでいた場合） |
|  |  | □ | 当該他者に対し、①論文に含めること、②学位授与から１年以内にインターネット公表することについて許諾を得るための手続きを行った。 |
|  |  |  | ※①の許諾を得られなかった場合は、指導教員に相談すること。※②の許諾を得られなかった場合は併せて**「申請書」及び「要約（※）」**を提出すること。 |

以下（2）～（5）は該当する場合に確認してください。

|  |
| --- |
| （学術ジャーナルにすでに掲載されている、または現在投稿中の場合） |
| (2) | □ | 掲載された学術ジャーナルの投稿規定を読み、学位授与から１年以内に大学の機関リポジトリに掲載することが認められているかどうか確認した。 |
|  | （認められていない場合） |
|  |  | ※インターネット公表が可能となる日が学位授与から①１年以内の場合は「公表可能日の連絡届」、**②１年を超える場合は、「申請書」及び「要約（※）」**を提出すること。 |

|  |
| --- |
| （学術ジャーナルに投稿予定である場合） |
| (3) | □ | 投稿予定の学術ジャーナルの投稿規定を読み、大学の機関リポジトリに掲載することが多重投稿規定等に抵触しないかどうか確認した。 |
|  | （抵触する場合） |
|  |  | ※インターネット公表が可能となる日が学位授与から①１年以内の場合は「公表可能日の連絡届」、**②１年を超える場合は、「申請書」及び「要約（※）」**を提出すること。 |

|  |
| --- |
| （書籍として出版予定の場合） |
| (4) | □ | 出版社との契約上、学位授与から１年以内に大学の機関リポジトリに掲載することが認められるかどうか確認した。 |
|  | （認められない場合） |
|  |  | ※インターネット公表が可能となる日が学位授与から①１年以内の場合は「公表可能日の連絡届」、②１年を超える場合は、「公表保留承認申請書」を提出すること。※出版後、出版日から起算して原則10年を上限に公表保留を延長できる。 |

|  |
| --- |
| （特許・実用新案出願（既取得国以外の国への国内移転）予定の場合） |
| (5) | □ | 出願及び国内移転手続きのため、インターネット公表できない根拠及び期間を確認した。 |
|  |  | ※インターネット公表が可能となる日が学位授与から①１年以内の場合は「公表可能日の連絡届」、**②１年を超える場合は、「申請書」及び「要約（※）」**を提出すること。 |

※「博士論文の要約」

…論文中の課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文内容を、論文の全体像が分かる形でまとめたもの。「要旨（3,000字以内）」よりも分量が多いものと解釈される。ただし、多くても10ページ程度。